

近代産業と労働運動の展開

——日立友愛会事件をめぐって——

斎藤典生

はじめに

日露戦争後から昭和初期にかけて現出したいわゆる「大正デモクラシー」の潮流を担った層として、一方に労働者を挙げることに異論はないであろう。だがその場合、労働者即担い手となるわけでもない。多様なレベルでフュア・ジツヒな行動を現実に関開しえたとき、労働者は「大正デモクラシー」の担い手としての内実を具えることになるのである。そして、その行動の主要な形態が労働運動にほかならなかった。

本稿は、「大正デモクラシー」期において茨城県を舞台に展開された労働運動全般を鳥瞰し、さらに勃発当時各方面の耳目を集めた日立友愛会事件の経緯を明らかにしようとするものである。茨城県の労働運動に関するこれまでの研究蓄積は決して多くない。当該期の労働運動についても、例えば第一次大戦後の状況を「不況慢性化のもとで高まりつつあった労働運動の波も、茨城の風土にはそれほど強くはおしよせていない」と把握したり、あるいは、「本県の労働争議は第一次大戦中および戦後の二回日立鉱山と日立製作所におこっているが、その後は労働問題として注目

される事件は殆んどおこっていない⁽²⁾」と述べられているだけである。こうした研究状況を踏まえると、まず当該期労働運動の諸相を明示することの必要性を痛感せざるをえない。本稿が前記のような課題を設定し、今後さらに検討を深めていく際の素材提供を意図した所以である。

ところで、労働運動を分析する場合には資本主義経済の展開とともに必然化する産業構造の変容や生産関係の変化との関わりを重視する必要がある。けだし、運動の主体たる労働者の形成と絡むほか労働者を運動に駆り立てる重要な契機がそこには潜んでいるように思われるからである。本稿のように分析対象を茨城県という一地域に限定した場合でも当然のことながら茨城県の産業構造分析やそこの生産関係分析は不可欠な作業となってくる。かかる作業と有機的に連関させながら労働運動の展開をとらえたとき、「大正デモクラシー」期における労働運動の意味内容はじめて十全な形で浮上してくるものと思われる。だが、本稿では前述したような課題に限定し、労働運動をめぐる経済的枠組みについては必要な限りでふれることにしよう。当該期の生産構造並びに生産関係の本格的な究明は別の機会に譲りたい。⁽³⁾

一 茨城県の労働運動

労働運動の内容は多様であるが、その大半は労働争議の形をとって展開されるといってよからう。「大正デモクラシー」期における茨城県の状況がまさにそうであった。その労働争議についてはつぎのような規定がある。「労働者と資本家との利害が衝突して労働者が資本家に対して何かある種の要求をなす場合に、労働者が資本家側に対して採る所の方法及び資本家側が労働者側に対して取る所の態度を指して云ふ」と。したがって、「単に何かの要求をもち、ある種の不満を持つて居る場合があつても、其要求や其不満を何等かの方法で具体的に主張し又は何等かの手段

に訴へて其要求の実現にとめなかつたならばそれは労働争議とは云はなむ」(4)のである。

さて、日露戦後から昭和初期にかけての茨城県の労働争議を一覧化したのが表一である。この表自体未だ不完全であり様々な点で限界をもつが、それは後日補充することにして取りあえずこれを素材に労働運動の諸相を概観してみたい。

表1 日露戦後～昭和初期における茨城県の労働争議一覧

年月日	場	所	争議主体	参加人員	争議形態	争議原因・要求事項	解決形態・その他
1906. 5	多賀郡日立鉱山	多賀郡日立鉱山	鉱夫	200人	罷業(計画)	労働条件改善	首謀者解雇
10. 16	多賀郡日立鉱山	多賀郡日立鉱山	鉱夫		罷業(計画)	雇主・駅長に不満	1貫目に付8厘引
1907. 2. 4	結城郡水海道町絹江製糸会社	結城郡水海道町絹江製糸会社	職工		集会・陳情	賃金引下げ反対	1貫目以下で妥結
2下旬	水戸市藤田タバコ工場	水戸市藤田タバコ工場	職工		罷業	賃金引上げ要求 時間改正要求	妥結
4. 20	水戸市タバコ製造所	水戸市タバコ製造所	職工		罷業	給料不払い	22日再発
7. 27～28	多賀郡華川村宇佐見炭坑	多賀郡華川村宇佐見炭坑	坑夫	40人	罷業(未遂)	新局長に反対	
8. 7	稲敷郡震々浦	稲敷郡震々浦	船員	300人	罷業	大卒者との差別反対	
1908. 2上旬	行方郡行方村	行方郡行方村	小学校教員		辞職	破損車の賠償強制反対	
10. 9	多賀郡手綱炭坑	多賀郡手綱炭坑	坑夫		乱暴		
1910. 4中旬	那珂郡湊町	那珂郡湊町	郵便局集配人		罷業		
1912	多賀郡日立製作所	多賀郡日立製作所	高等工業出身者	14人	罷業		
1913. 6. 12～	多賀郡高萩炭坑	多賀郡高萩炭坑	運炭夫		罷業		
7. 15～16	久慈郡金郷村栗原製糸場	久慈郡金郷村栗原製糸場	女工	65人	罷業	監督に不満	監督解雇で落着
1917. 7上旬	多賀郡	多賀郡	探炭坑夫	500人	罷業	賃金引上げ要求	
8. 11	多賀郡日立鉱山	多賀郡日立鉱山	電線反射炉夫	36人	罷業(計画)	3割賃上げ・定員充 足要求	1か月3円の賃上 げで妥結

年月日	場 所	争議主体	参加人員	争議形態	争議原因・要求事項	解決形態・その他
8.25～26 8.26～27	新治郡真鍋町岡谷館製糸工場 多賀郡北中郷村茨城採炭会社 重内炭坑	女 工 夫 夫	270人 800人	罷 業	支配人排斥 臨時救恤金の配分問題 賃金引上げ	慰 撫 妥 結
1918. 2.22 ～23	東茨城郡岩船村三菱高取鉱山	鉱 夫 夫	200余人	罷 業	奨励法・懲罰規定に 不満 3割賃上げ要求	妥 結
4.27	多賀郡高萩駅構内石炭積込場	積込夫	13人	罷 業		妥 結
8. 4	西茨城郡笠間、岩瀬、穴戸、 杉原ほか	郵便局集配人	30人	罷 業	賃金引上げ 配転に不満	即日解雇
9. 4	多賀郡松岡村茨城採炭会社	坑 夫 員	200余人 8人	罷 業	警務係に反感	巡查出張鎮圧
1919. 2.15	多賀郡鮎川村日立鉱山	役 夫 夫	10余人	乱 暴 業	廉売米の価格引上げ 反対、待遇改善要求 ほか	妥結、112人起訴
2.17	多賀郡華川村大日本炭坑唐虫 鉱業所	坑 夫 夫	200余人	罷 業		
3. 6						
7.11	行方郡麻生町ほか7か村	小学校教員		辞 職 (申し合せ)	俸給増額要求	発覚して中止
8.6～7	多賀郡日立鉱山	鉱 夫	200人	罷 業(計画)	4割賃上げに不満、 さらに1割賃上げと 臨時手当要求	
8.13	多賀郡日立製作所	記録工	約200人		8時間労働制、名称 変更ほか要求	会社側拒絶
9. 4	多賀郡日立製作所銅線工場	職 工	33人	罷 業	賃金引上げ要求	3人のリーダー解 雇
10.25	筑波郡筑波鉄道弓田機関庫	従業員	10余人	罷 業	5割賃上げ要求	3割で妥結
11中旬	東茨城郡岩船村三菱高取鉱山	職工・鉱夫		罷 業	賃金引上げ要求	友愛会幹部ら逮捕、 15人起訴
11.27 ～12.3	多賀郡日立鉱山、日立製作所	職工・鉱夫		抗議集会	解雇反対	

12.14	多賀郡松岡村茨城探炭会社	坑夫	600余人	集	探炭質・掘進質の値上げ、待遇改善ほか要求	1割で妥結
12.14	西茨城郡稲田村	石工	300余人	業	工賃3割値上げ要求	妥結
1921.7.19	水戸市水戸駅	人力車夫	100人	業	駅員と対立	妥結
1922.7.8 ~10	多賀郡華川村茨城無煙炭坑会社	坑夫			待遇改善要求	妥結
7.20 ~8.3	結城郡水海道町笹尾製糸工場	女工	25人	業	賃金引上げ要求	工場主は臨時休業を發着、女工全他工場転業
10	西茨城郡西山内村稲田石村採掘場	人夫		不		
12	多賀郡松原炭坑	夫		業		
1923.1	霞ヶ浦森田工務所	職工	100人	業	6割賃上げ要求	即日妥結
5.28	那珂郡那湊、平磯、東茨城郡磯浜町三兵衛油酸造船會	職工	64人	業		
5	多賀郡北中郷村山口炭坑	夫	819人		賃下げ、賃与廃止、白米値上げ反対	妥結
11.17 ~21	多賀郡北中郷村茨城探炭会社	職工				
11	多賀郡松岡村茨城探炭第一鉱業所	夫	100人			
1924.1	新治郡土浦町製油工場	製油工	50人			
3.11 ~14	西茨城郡西山内村稲田石村会社	石工			賃金引上げ要求	妥結
7	真壁郡下館町梶屋製糸会社	社員	16人			
11.24	多賀郡磯原町茨城無煙炭坑第一鉱業所	夫				
11	西茨城郡穴戸町入卜製糸工場	職工	276人			
1925.10.6	多賀郡磯原町茨城無煙炭坑第一鉱業所	職工				
11.11	多賀郡華川村唐虫炭坑	夫	12人		待遇改善要求	

年月日	場	所	争議主体	参加人員	争議形態	争議原因・要求事項	解決形態・その他
12~26. 2. 1 1926. 2. 10 ~12	筑波郡北条町筑波電気会社 多賀郡磯原町茨城無煙炭坑		従業員 坑夫			懸労金1万円要求 賃金不払い	6,000円支給 妥結
4. 23	西茨城郡船田村高田石材合資 会社		石工				
4. 29	多賀郡高萩町松原炭坑		坑夫	50人	罷業	日給1円17銭を2円 へ引上げ要求 解雇手当制の確立要 求	
5. 10	新治郡土浦町霞ヶ浦砂利会社		陸上入夫	5人	罷業	未払い賃金の支払い 要求	
5. 13 ~16	高野礮油醸造工場		職工	5人	罷業	賃金支払い要求	無条件中止, 不買 徹
7. 2 ~6	多賀郡磯原町茨城無煙炭坑		坑夫	163人	罷業		
9. 10 ~11	多賀郡磯原町茨城無煙炭坑		坑夫	194人	罷業		
12	筑波郡北条町筑波電気会社		従業員				
1928. 11	多賀郡日立製作所		職工	800人	集会	解雇反対	応援労働者・組合 活動家5人検挙
1929. 1. 7	水戸市日新印刷		従業員		集会		
6. 21	西茨城郡笠間町根本自動車		運転手	10余人	罷業	解雇手当支払いほか 要求	不買徹
1930. 5. 3 ~8	多賀郡磯原町磐城炭坑		坑夫		罷業	積立金・解雇手当支 払いほか要求	経営持統 総て妥結
8. 1 ~4	多賀郡華川村唐虫炭坑		坑夫		罷業		
11. 2	多賀郡日立製作所		職工	13人		減給・首切反対	13人検挙

注 青木虹二『日本労働運動史年表 明治大正編』, 『日立労働運動史』, 増作案・相沢一正編『年表 茨城五十年史』,
「いはらき」新聞等より作成。

表2 地帯別労働争議件数

地帯	市郡名	件数
都市型 地帯	水戸市	4(6.3)
	多賀郡	35(55.6)
鉦工業基 幹地帯	新治郡	3
	真壁郡	1
	結城郡	2
	計	6(9.5)
農工併存地帯	東茨城郡	2
	西茨城郡	7
	那珂郡	2
	久慈郡	1
	方郡	2
	稲敷郡	1
	筑波郡	3
	計	18(28.6)
総計	63(100.0)	

表出したように、今のところ総数で六五件の労働争議が確認できる。これら諸争議をまず年次別に整理してみると、一九〇六年から三〇年までの間に三つのピークがあることに気付く。すなわち、〇七年(五件)、一九年(二二件)、二六年(九件)である。この三か年に二五件、全体の三九%が集中している。また、第一次世界大戦後の戦後恐慌から昭和恐慌に至るいわゆる慢性不況の時期には連年にわたって相対的に多くの争議が発生しており、それ以前の時期とはやはり様相を異にしている。このことは、一七年以降一段レベルアップした水準での急増が示した全国的な労働運動昂揚の波が、ここ茨城の地にも例外なく押し寄せたことを意味しよう。さらに全体の流れを見渡すと、先に指摘した三つのピークの存在のみならずそれらを挟む時期における退潮もしくは停滞の動き等、ほぼ全国的な動向と軌を一にするような推移の模様がうかがえる。⁽⁵⁾茨城県の動向は、件数でみる限り全国的なそのミニチュア版であったともいえそうである。

地帯別に検討してみよう。表一において郡名が特定できる六三件の争議を分類してみると表二のようになる。産業構造の側面からは鉦工業基幹地帯に属する多賀郡への集中ぶりが顕著である。三五件、全体の過半にも及んでいる。つまり、当該期間において多賀郡は労働争議の中心舞台となっていたのである。多賀郡のもつこうした性格

は、近代産業の発展に伴って形成されてくる賃労働者が日露戦後の争議の主要な担い手であったという一般的な傾向を踏まえるなら、茨城に立地した数少ない近代産業のうちで日立鉱山、日立製作所という二大企業が、さらに中小規模の企業が主流とはいえその生産は資本——賃労働関係によって規律されていた石炭産業が当郡に位置していたことと密接に絡んでいる。そのことがまさに争議の主体たる労働者の層の厚さを結果し、当郡を争議の頻発地帯と化したのである。ところで、残る三つの地帯については争議件数の多寡という面での相関関係は見出し難い。敢えて指摘するなら農林業基幹地帯に属する西茨城郡の七件が目立つ程度である。未発掘の争議があるかもしれない故の一定の留保つきではあるが、総じて稀であったといえよう。一方に聳立する近代産業と他方に拡がる膨大な在来産業の併存といった本県産業構造の偏倚性が、もちろんこれ自体決して固定的なものではなく前者は後者を徐々に席捲していくのだが、かかる労働争議の地帯的分布状態に反映しているように思われる。

表一を産業別に整理するとどうであろうか。鉱業への集中がまず注目される。半数以上の三六件にもほびっている。その中身は多様であって石炭、銅、重石（三菱高取鉱山の例）、石材等から成るのだが、うち三〇件は前二者に関連ししかもそれらは全て多賀郡に包摂されるのである。舞台として多賀郡の突出した様が再確認できる。また、石材については専ら西茨城郡の事例であった。鉱物資源の賦存状況に規制されるという鉱業の産業的特性からみればその立地が多賀、西茨城両郡のような地域に偏在するのはやむをえないにしても、労働争議がとりわけ鉱業部門に頻発するのは何故であろうか。労使関係をも含めた鉱業それ自体の産業分析を必要とする所以であるが、それは別稿の課題としておきたい。なお、鉱業への集中の時期をみると、大正期、それも一九一〇年代末からの不況期に著しい。その背景としては、例えば銅の場合には銅価の甚だしい下落の下で企業の合理化、能率化が強行されていく事情が、また石炭業も同様に不況下で閉山や人員整理等の合理化が遂行されていった事情が指摘できるように思われる。⁽⁸⁾ 鉱業関

連以外の争議は僅かずつ諸産業に分散しておりそこから一定の傾向は見出し難いが、ひとつ注目されるのは製糸業における少なきである。当該期間中六件でしかない。かかる判断に立つのは、当該期茨城県の工業に占める製糸業の位置が念頭にあるからである。例えば、三〇年に製糸業は職工数で第一位を、生産価額で電気に次ぐ第二位の位置を占めた⁽⁹⁾し、またその生産過程においては「大正期を通じて、器械製糸を中心とする急激な生産増加は、同時に製糸業における資本家的経営の発展或はこれを波頭とする生産集積をもたら⁽¹⁰⁾すような事態が進展していた。つまり、製糸業は当該期の工業分野にあってひとつの軸をなすものであった。これらを考慮すると、やはり少ないという印象は否めないだろう。⁽¹¹⁾そのこの意味を明らかにするのは、製糸業の構造分析とともに後の課題にしたい。

表一において「参加人員」以下の諸指標には空白部分が多いためそこから一定の傾向を析出するのはかなり困難である。今後補充せねばならない箇所であるが、それを前提にしようで取りあえず注意しておきたい点を挙げてみよう。第一は「参加人員」についてである。同盟罷業一件当り参加人員の全国的動向は、〇五年に二六四人を示してピークに達した後、増減を繰り返しながら次第に小規模化していく。二一年には大正期のピークを記録(二三七人)するが、それ以後再び漸次小規模化をたどり三〇年からは一〇〇人台をも割るに至⁽¹²⁾った。およそこうした動向に茨城の場合を照応させることは今のところできないが、ただ日立鉾山や炭坑を舞台にした争議の規模は概して大きいことが指摘できそうである。次に「争議原因・要求事項」をみよう。この点には一般的には日露戦前の非経済的要求から日露戦後の賃金増額を柱とする経済的要求へと変化し、そして第一次世界大戦後の労働市場狭小化の下では賃金減額反対、解雇反対等の消極的、防衛的な争議が主流を占めると把握⁽¹³⁾されている。茨城の場合はどうであつたらうか。この点でも不明な事例が一八件あり、しかも大正後期以降に目立つため全国傾向との対比はにわかになしえないが、総じて賃金関係の要求や種々の待遇改善要求が多くみられる。要求内容の时期的変化も明瞭でないが、昭和初期に入ると

解雇手当の支払い要求や解雇反対等やはり防衛的色彩の濃い争議が展開しはじめるといえそうである。また、監督者排斥といった類いの要求に基づく争議が明治末から大正期にかけて五件みられる。その詳細は不明だが、この種の争議はネグリジブルな存在になるのが一般的であることを勘案すると注目に値するよう⁽¹⁴⁾に思われる。

以上概観したように、「大正デモクラシー」期において労働運動の波は確実に茨城にも及んでいた。だがこのような新たな潮流は相対的にはどのように評価できるのであろうか。史料が異なるため表一と整合しない面がいくつかあるが、関東地方における茨城県的位置を確かめておきたいと思う。

表三に示したように、関東七府県の労働争議件数及び参加人員が同盟罷怠業以外のものも含めて相互比較できるのは一九二二年以降からである。三〇年までの九年間においていずれの府県も増減の激しい起伏をみせている。そのなかで、増加傾向をたどりながら件数、参加人員両者の圧倒的な大きさを益々鮮明にしているのが東京府である。他県との格差は指摘するまでもないが、ちなみに当該九年間の件数と参加人員を各々単純集計して関東七府県における東京府の重みを算出してみると、件数では六六%、参加人員では六〇%にも及んでいることが判明する。これに第二位の神奈川県を加えるとそれぞれ八二%、九三%に達した。この両府県は関東地方において、さらには全国レベルでも関西地方の大阪、兵庫、京都の三府県と並んで労働争議の一大中心地を形成していたのである。こうした中心地を擁する関東地方にあって、茨城県の位置は低い。程度の差はあれ他の諸府県が争議件数を増加させているのに対し、停滞的に推移している。七府県中の序列では件数が三九件で最低、参加人員が四九八三人で最低から二番目であった。質を問わないで数量のみによる判断であるが、そして時期的にも限定されているのだが、表三からみる限り関東地方において茨城県の労働運動は相対的に弱かったといえるのではあるまいか。なお、同盟罷業・怠業及び工場閉鎖等の争議行為を伴う事例の総件数に占める割合は、茨城県の場合比較的高くなっている。⁽¹⁵⁾これはひとつの特徴といえるか

表3 関東諸府県における労働争議件数及び参加人員推移

	茨城県		栃木県		群馬県		埼玉県		千葉県		東京都		神奈川県	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1922年	5 (-)	163 (-)	2 (-)	145 (-)	4 (1)	243 (140)	6 (2)	259 (31)	1 (1)	120 (120)	79 (28)	5872 (2441)	9 (4)	5214 (4301)
1923年	4 (4)	487 (487)	3 (-)	294 (-)	25 (14)	1172 (756)	- (-)	- (-)	4 (2)	3512 (2266)	100 (27)	10231 (3889)	12 (7)	1132 (302)
1924年	3 (1)	346 (296)	8 (5)	449 (131)	14 (5)	864 (631)	2 (2)	150 (150)	1 (1)	80 (80)	118 (37)	11118 (6007)	19 (13)	1008 (606)
1925年	2 (1)	92 (80)	1 (1)	85 (85)	7 (-)	104 (-)	15 (5)	662 (447)	7 (-)	370 (-)	193 (33)	17636 (8088)	40 (8)	23604 (5782)
1926年	5 (3)	728 (403)	7 (-)	850 (-)	5 (1)	76 (35)	23 (7)	688 (288)	4 (1)	256 (50)	270 (51)	46931 (30873)	39 (9)	20190 (1390)
1927年	1 (-)	33 (-)	8 (2)	342 (190)	12 (4)	331 (93)	46 (14)	1386 (771)	8 (3)	3560 (1785)	284 (37)	24873 (7991)	72 (10)	14679 (2211)
1928年	4 (1)	407 (372)	7 (-)	103 (-)	5 (2)	122 (56)	41 (9)	1453 (701)	4 (1)	2384 (2196)	283 (85)	21757 (12212)	65 (6)	22001 (366)
1929年	10 (2)	1744 (104)	4 (1)	274 (150)	18 (2)	1712 (57)	72 (16)	2110 (392)	9 (4)	285 (226)	361 (130)	76873 (35497)	93 (12)	23125 (6855)
1930年	5 (-)	983 (-)	18 (8)	368 (268)	39 (1)	2271 (96)	121 (27)	3022 (893)	12 (9)	216 (172)	482 (147)	60328 (32251)	180 (23)	41181 (1417)

注 (1) 『日本労働運動史料 第十巻』508～513頁より作成。

(2) () 内は同盟罷業・怠業及び工場閉鎖を示す。

こうした労働争議の動向と密接な関連があると思われる労働組合数及び組合員数について一瞥しておこう。表四に示したように検討可能となるのは一九二三年以降である。この時期、労働者の組織率は五〜六%台に留まったように労働組合は一般的に未だ微弱な存在でしかなかったが、本指標においても関東七府県のなかでは東京府と神奈川県の位置が際立っている。しかも組合数、組合員数ともに漸増傾向をたどり、先にみた労働争議件数の増加傾向を根拠づけている。他の五県は組合数がいずれも一桁台かせいぜい栃木県の一一とまりである。このなかで茨城県の組合数はとくに少ない。また組合員数は二七、八年に急増しその前後の時期との格差が著しくなっているが、急増の事情は定

表 4 関東諸府県における労働組合数及び組合員数推移

	茨 城 県		栃 木 県		群 馬 県		埼 玉 県		千 葉 県		東 京 府		神 奈 川 県	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
1923年	3	202	—	725	—	242	4	442	8	1816	44	10283	18	8989
1924年	4	233	1	835	2	465	4	442	2	1695	47	31892	16	27812
1925年	4	133	5	5657	3	436	2	392	2	1899	50	34683	16	26982
1926年	4	388	7	4492	5	460	4	698	2	2317	71	45907	26	35996
1927年	3	3258	3	4759	5	436	4	1651	2	1889	82	50913	29	36016
1928年	3	2609	8	3749	5	840	7	2375	2	911	83	53300	30	41178
1929年	2	266	10	5049	6	919	5	2773	1	496	109	54939	46	43336
1930年	4	706	11	4217	10	937	6	2604	2	1199	117	58271	46	44776

注 『日本労働運動史料 第十巻』 428〜429頁より作成。

かでない。その二年間を除くと、組合員数は七府県中常に最低にあった。もっとも組織率をみなければ断定はできないのだが、茨城県における労働組合の拡がり具合はこれまた概して弱かったといえそうである。

二 日立友愛会事件

「大正デモクラシー」期の茨城県に生じた労働運動のなかで一際重要な位置にあるのが日立友愛会事件（以下「日立事件」と略）である。その理由はつぎの三点に求められるように思う。第一は、大正期において唯一ではないが労働者の最大の全国組織であった友愛会の影響と指導を受け、かつ運動の主役は友愛会の会員であったというように、局的ではなく全国的な組織と絶えず連携しながら展開したこと、第二は、創業当初より「一山一家」主義という経営理念に基づいて各種の保障制度を確立するなど労働管理には最大の関心を払っていた久原房之助の足元で発生したこと、換言するならばそうした労働管理の枠組では統轄しきれない程に労働者の自立化を求める要求が広汎化しておりまさにその反映であったこと、第三は、日立鉾山や日立製作所を舞台にした争議は表一からわかるように既に何回か発生していたのだが、この日立事件を境に完全にではないにしても長い沈黙の時代へと突入してしまう、そのような画期をなした争議であること等である。かかる位置を占めるにもかかわらず本事件の全貌はこれまで充分明らかにはされてきていない。そこで以下では、全貌解明のための第一歩として本事件の経緯をできるだけ跡づけてみることにしたい。

(一) 日立鉾山の労働管理政策

ここでは日立事件の背景を理解するに必要な限りで日立鉾山の労働管理政策を概観しておこう。日立鉾山は一九〇

五年一二月、久原房之助が赤沢鉦業合資会社の経営者大橋真六と買山契約を締結してよりその歩みを開始する。久原はそれより以前に経営的崩壊に瀕していた小坂銅山の再建に成功しているが、その経験と進取的な経営理念をもって日立鉦山の経営に当った。新技術の積極的導入とも相俟って、創業後僅か四年目の〇八年には小坂(藤田)、足尾(古河)、別子(住友)、尾去沢(三菱)と並んで早くも産銅五大資本のひとつに数えられるまでに成長した。茨城の偏僻村に誕生した日立鉦山は、〇八年職工五人の付属電気修理工場として発足し二〇年二月に独立した日立製作所ともども、以後数少ない近代産業として地域社会に多大の影響を与えることになるのである。⁽¹⁷⁾

さて、買山契約をなした久原は直ちに事業所としての体制整備に着手する。翌一九〇六年一月一日付で「日立鉦山事務所規則」、「日立鉦山事務所々員勤務心得」や「給与規程」等が制定された。⁽¹⁸⁾ さらに同年五月に労働条件改善を要求する最初の同盟罷業が勃発したのを契機に、一方では鉦夫保護策の一層の展開が、他方では〇七年一月の「飯場規則」や「鉦夫取締設置規則」制定に示されるごとく鉦夫に対する労務管理体制の整備がはかられていく。つまり、この時点で労務管理の原型が形作られたのである。そしてそれを裏づけていたのが経営理念としての「一山一家」主義であった。経営家族主義の先駆ともいわれるこの理念は、日本社会の基本的な構成要素たる「家」の延長的擬制体として企業をとらえ、そのなかに労働者を組み込もうとするものである。⁽¹⁹⁾ つまり本質的には、「企業」という機能集団を『家』集団と類比してとらえ、資本家・経営者と労働者との階級関係を、家における親と子という身分関係に転置⁽²⁰⁾しようとする考え方であった。かかる理念を具現化すべく種々の装置が施されていった。

その重要なひとつが飯場制度である。「鉦夫ノ供給及之カ保護監督ノ機関トシテ：飯場頭：ヲ置キテ之ヲ管掌セシムルモノ」⁽²¹⁾がいわゆる飯場制度であるが、これを雇用、生産、生活にわたる鉦夫統轄の末端組織として機能させた。

「規達第二五号 飯場規則」は、その第五条で「飯場頭ノ職責」をつぎのように規定している。「一 鉦夫ノ使役又

ハ退去願等ヲ審査シ必要ト認ムルトキハ之カ取次キヲナスコト 二 鉦夫平素ノ行狀勤惰ニ注意スルコト 三 鉦夫ノ居住家屋ノ貸付又ハ返戻ニ関スル取扱方ヲ取次クコト 四 前項ノ外鉦夫ニ関スル一切ノ取締。また第七条には、「飯場頭ハ所屬鉦夫ノ脱走又ハ解雇ノ場合ニ於テ事務所ニ対スル損害金ハ之ヲ弁償スヘシ」とある。飯場頭には鉦夫統轄についての重い責任が課せられていた。かかる飯場は、本山の採鉦部門だけでなく大雄院の製煉部門にも設けられていた。⁽²²⁾ 日立鉦山の飯場制度がその後どのような変遷をたどったかは今のところ詳らかにしえないが、大正末期頃には飯場頭の統轄機能は後退し、過渡的形態としての世話役的なものへ変質していたといわれる。⁽²³⁾ なお、当鉦山にも鉦夫の互助救済組織としての友子同盟が存在した。飯場制度とはその組織原理を全く異にするのであるが、「現実にはこの両者が分かちがたく結びついていることが多⁽²⁴⁾く、「互いにその関係を補強し合っている」た。鉦山労働者に対する統轄機構を検討するうえで看過しえない点である。

さて、「一山一家」主義を裏打ちする施策として明記しておかねばならないものに各種の福利厚生制度がある。一九〇六年の同盟罷業を契機に、久原は各種の待遇改善策を相次いで打出した。例えば供給所の設置、住宅の整備、病院建設、「鉦夫扶助規則」の制定、鉦夫共済会の設立等々である。いずれも労働者の生活そのものに関わる措置であるが、ここではとくに供給所についてふれておきたい。日用品の供給に関しては、鉦山が山間僻地にある故の不便さを解消するためだけでなく、「附近市場ノ物価ノ騰貴ヲ抑制シ或ハ賃金ト物価トノ調節ヲ計リ以テ鉦夫ノ生活費ニ著シキ変動ヲ来サ、ラシメントスルノ趣旨ニ基」づくとともに「賃金内渡ノ方法」⁽²⁵⁾としても、鉦山一般に何らかの施設が設けられていた。日立鉦山でも〇六年九月本山に、〇八年二月大雄院に、一〇年一二月芝内にそれぞれ供給所が開設される。ここでは米、味噌等の食料品をはじめその他日用品及び鉦業用品を取扱ったが、それらの供給方法はつぎのような仕組みであった。「一箇月三回通帳ニ八日分ノ稼賃金高ヲ見越シテ記載シ鉦夫ノ請求アル毎ニ品名数量代価

ヲ通帳ニ記入シ右金額ニ達スル迄ヲ供給ス供給ハ毎日午前七時ヨリ午後三時迄ニシテ毎月末日及五日ハ残品ノ整理通帳計算ノ為メ休止ス物品代ハ賃金ヨリ差引クモノトス⁽²⁶⁾。日立事件が勃発した年の二月、「何でも彼でも皆安い物価騰貴も知らぬ顔」との見出しのついた新聞記事は供給所の模様をつぎのように報じている。「日立鉱山にては……従業者保護の為物品供給所を設け日用品の廉売を行ひ現に九ヶ所の供給所において……五百余种を供給しつゝある……食料品に対しては鉱山より百余万円の補助を与へ昨年の仕入高総額二百五十余万円に達し其殆んど全部を同年中に供給したり而して之に要する経費は月七千円年八万余円にて此経費以外絶対に利を求めざるを以て補助を与へざる物品と雖も普通市場の売価より一割乃至三四割の安価なるより日立村に於ける普通商家の打撃著しく昨年来再三鉱山に対し供給物品の制限を陳情せるも鉱山にては元より従業者保護の為に之を営むものなるを以て其陳情を却けたり⁽²⁷⁾」と。実効の一端が理解できて興味深いが、ここに述べられている食料品のうちとくに精米に対しては、別途「精米供給規程」(日規第三一號、一二年二月二三日制定)に基づいて米価補償制度が実施されていた。前記規程の第一条が「各使用人ニ交付スル並精米ハ左ノ標準ニ依リ各自ニ定額ヲ付シ其ノ範圍内ニ限り所定ノ価格ヲ以テ供給ス」とし、その「標準」を例えば「鋤夫頭以下鋤夫一人一日ニ付男工七合 女工及數へ年十四歳以下ノ男工五合」とか「同上同居家族一人一日ニ付數へ年十五歳以上四合」とかと定めていたように、従業員及びその家族に対し性別、年齢別に一定量の精米を一定の価格で供給しようとする制度である。右規定中の「所定ノ価格」であるが、「並白米……ハ常ニ物価ノ昂騰ニ不拘、一升十八錢ヲ最高限度トシテ供給⁽²⁸⁾」されていた。この価格水準は第一次世界大戦中のインフレーションの下でも、さらには米騒動が勃発した一八年八月に白米の小売価格が一升五〇錢に暴騰した折にも堅持されたのである。⁽²⁹⁾「従業員には飯米への不安感が起らなかつた⁽³⁰⁾」という評価も頷けよう。さらに、以上述べた各種の生活保障制度についてはつぎのような評価があることにも注目しておきたい。「これらは(生活保障制度——引用者)……

生活基盤の安定を欠く鉱山労働者を、しかも比較的低廉な賃銀と厳正な労働条件とをもって自己の企業経営に帰属させるうえで、効果的な措置であった⁽³¹⁾（傍点引用者）、と。企業側の狙いが何であったかはもはやいまでもなからう。だが、こうした保護政策にもかかわらず労働者の生活は決して楽ではなかった。例えば、庶務課がおこなった一七年一二月末の「鉱夫生活状態ニ関スル調査」は述べている。「時局（第一次世界大戦——引用者）前後ニ於テハ一ヶ月十三円ヲ以テ家計ヲ立テ得タリシモノガ、本年度ニ入りテハ十七円二十七銭ヲ要スル事トナリ、収入ノ少ナキ鉱夫ニ取リテハ容易ナラザル苦痛ナリ⁽³²⁾」。保護政策の効果は否定しえないものの、それで全ての苦痛が解消していたわけではないのである。

(二) 日立事件の前身

本事件に深い関わりを有する友愛会（事件当時は大日本労働総同盟友愛会）は、周知のように一九一二年八月一日、鈴木文治ほか一四名の労働者をもって発足した。綱領が謳っているように、当初友愛会は友誼的、共済的、あるいは研究的団体としての諸活動を通して労働者の地位の改善を意図していた。その後の活動内容なり友愛会そのものの性格変化なりについては他の文献に譲るが、ここではつぎの事実、つまり約四年後の一六年初頭には五三支部で一万名の会員を数えるほどに会勢を伸ばしていたことを指摘しておく。ちなみに同年三月現在の会員分布表によると、東京府は四二七五名、神奈川県は二三五三名、兵庫県は一五三六名を擁しておりこの上位三府県に圧倒的部分が集中しているが、茨城県は三七名で一〇番目に名を連ねている⁽³³⁾。

友愛会の影響は茨城県にも徐々に及んだ。多賀郡に隣接する福島県磐城地方では一九一四年に内郷分会が成立し、さらに一六年四月には友愛会で最初の地方連合会である磐城連合会が結成される等早くから活発な活動が展開されて

いた。茨城県への影響は、むしろこの福島県側からもたらされたのではないかと推測される。ともあれ本県における友愛会組織の動きをみると、一五年夏、日立鉱山に初の分会がつくられている。だがこれは後に中絶したという。⁽³⁴⁾翌一六年には重内炭坑（多賀郡北中郷村）に茨城分会が生れたが、これまた「後立消となった」⁽³⁵⁾。さらに一七年四月末日現在では、日立製作所の工場があった芝内に六三名の会員から成る支部の存在が確認できる。友愛会本部は、この頃から日立鉱山や日立製作所に支部を結成しようと盛んに潜行活動をおこなっていたという。⁽³⁷⁾ 当時はまさに友愛会が共済・修養団体的性格から脱皮して、労働条件の改善を積極的にする労働組合としての性格を鮮明にしつつあるときであった。そうした活動と直接関わるのかどうかは不明だが、一八年四月にはつぎの三支部が活動していた。多賀郡北中郷村大塚山口炭坑の大塚支部、同郡日立村宮田小学校前の日立支部、同郡南中郷村石岡炭坑の石岡支部である。⁽³⁸⁾ 三支部がいずれも多賀郡内にあり、うち二支部は炭坑に設置されていたことは興味深い。友愛会組織の動きを追跡できるのはここまでだが、各支部の消長なり活動実態なりについては後の課題としておきたい。

さて、一九一九年に入ると日立事件への導火線となるような動きが次々に表面化しはじめる。それらを列挙してみよう。まず春に、日立製作所の東京亀戸工場で賃上げを要求する争議が発生したが、これは八月一日に工場側が一五%の臨時昇給を発表して一応落着いた。しかしこの動きは直ちに日立工場へと飛び火する。「大阪朝日新聞」はつぎのように伝えた。「久原の経営に係る日立鉱山及び同製作所、精錬所にては去る二日（八月——引用者）一斉に同盟罷業を為さんとし動揺したるが会社側にて逸早く形勢を察知し日給二十銭乃至三十銭方値上げを行ひ更に同額の臨時手当を支給することゝ為したり然るに請負職工約百名は猶不足なりとて浜の宮公園に集合し更に賃金値上を要求する所あり表面円満解決を告げたる如くなりしがその後更に精錬所より動き始め製作所、鉱山全体に及び全従業員四千名の約半数之に参加し九日夜来形勢益不穩となり十日には各所に宣言書を貼り出し飽くまで目的を達せんとして稍重大

なる状態を現出した⁽³⁹⁾り、と。さらに八月二三日付同紙は、「日立鉱山、製作所職工の賃金値上げその後形勢いよいよ不穏となり、請負職工五―六百名に普通職工の一部参加して一割以上の値上を要求すると共に、利益分配を希望し、一面連判状を作成し幹部に提出せんとしたるを、職頭および小頭等が伝達せず握潰せるため、職工等の反感を高めしが、幹部の鎮撫により表面解決の姿なるも、なお随所に会合、機を見て罷工を企てんとする形勢あり。製作所にては十一日八十九名ものを解雇し、六名の首魁を誅首したり。鉱山方面にも不穏のはり札を散見すれどもまだ反響なし。会社は絶対に値上げに依せず、十日友愛会支部は臨時総会を開き白鳥幹事長朴沢幹事等職工の無謀をいましめ、極力調停を試みつつあれば今明日中鎮静せん⁽⁴⁰⁾」、と報じた。友愛会員が具体的に絡んだ争議がいよいよ登場したわけである。ただ、その絡み具合はもうひとつ明瞭でない。調停を試みたところであり、また後に前出朴沢文三も「却て鎮撫ニ努メタリ⁽⁴¹⁾」と述べるのみなのである。

八月二日、日立鉱山の雄院、本山両支部の発会式兼演説会が開かれた。ここには鈴木文治をはじめ麻生久、棚橋小虎らも出席した。会場に当てられた高鈴村（現日立市）助川座は「満場立錐の余地もないほど盛況であり、日立鉱山、製作所に対する激しい批判および政府攻撃、労働運動の趨勢を説く幹部の演説は、聴衆の多くに多大の感銘を与え⁽⁴²⁾」た、という。同じ演説会の模様を、「当時ノ記憶ヲタドラニ」との文言からはじまる文書は、「八月頃……大塚支部或ハ秋山炭礦支部方面ノ応援ヲ得テ友愛会日立支部発会式ヲ行ヒ同会長鈴木文治、麻生久、等ノ幹部連数名来助（一九二五年高鈴村は助川町と改称——引用者）、熱弁ヲ揮ヒタルガ聴衆四、五百名大シタ反響モ聴カザルモ盛大裡ニ終了ス⁽⁴³⁾」、と描いている。聴衆の反応ぶりについての評価の違いはあるものの、盛会であったことは確かなようである。また、他の支部との連携のもとで発会したという指摘は、程度はどうあれ各支部間に一定の連絡協調が図られていたことがうかがえて興味深い。

拠点を得て友愛会の活動はいよいよ活発化する。一〇月二六、二七日には労働問題講演会が開催された。講師並びに演題は、植田好太郎「労働問題」、麻生久「国際労働問題に就て」、北沢新次郎「日本労働運動の将来」等である。会場を貸さないという会社側の妨害はあったようだが、しかしこの講演会も盛況であったらしい。「覚醒の叫を揚げた 数万人の坑夫連 日立鉱山に大宣伝を行へる友愛会の勝利」と題した「東京朝日新聞」は、北沢、麻生等の「土産談」としてその様子を伝えている。そして演説に触発されたのであろうか、「続々友愛会入会申込があつて中には白髪の老坑夫あり妙齡の女坑夫あり結局昨日我々の引揚迄には千余名の鉱山労働者が結束して『日立電機鉄工組合』を組織し友愛会加盟を申出た⁽⁴⁴⁾」。「土産談」であるだけにやや誇張があるかもしれないが、この当時の会員数については前出柵橋の証言がある。「公判記録」によると、「昨年（一九一九年——引用者）十月頃日立ニ於ケル会員数ハ」との問いに、「壹千以上ナリ」と答えている。また同じ「公判記録」にはつぎのような問答もある。「日立ニ支部ヲ置キシハ何時ナルカ／八年（大正——引用者）三月ナリ／其時ニ於ケル会員ノ数ハ大約如何／百名位」。これら柵橋の証言や先の新聞記事を踏まえるなら、半年余りの間に会員数はほぼ一〇倍に膨れあがったことにならう。組織化の努力は結実しはじめ、日立事件につながる舞台装置は着々とつくられつつあった。

㊦ 友愛会日立連合会の結成

一月一九、二〇の両日、日立、大雄院、本山の三支部から成る日立連合会の結成大会が開かれた。友愛会の勢力が最高潮に達したことを象徴するかのような出来事である。ここには、やはり鈴木文治をはじめとする友愛会幹部が列席した。とくに、二〇日夜に友愛会会員野地川二なる人物の住む長屋を会場にしておこなわれた演説会は盛り上がった。当時警戒夫であった鈴木某の手記によると、「鈴木氏（文治——引用者）ハ野地宅裏窓ヨリ半身ヲ乗り出シ演

説ヲ開始ス友愛會長ノ来山ヲ聞クヤ從業八員⁴⁶ハ路上立ち処モナク十号長屋ノ裏石垣ハ一面ノ人垣⁴⁶であつた。鈴木はまず会社が演説会場の交渉に応じなかつた点を非難し、「夫レカラ役宅ト長屋ノ比較ヲ論シ待遇改善ヲ高昌シ⁴⁶勞資協調ヲ特ニ演説シタ」。会場内には鈴木富治採鉱課長、澤逸興庶務主任ほか役員や消防手、警察官、警戒夫らが散在していたが、その際「如何ナル演説ヲスルモ必ズ妨害セヌ様注意アツタ⁴⁶」という。

こうした状況に会社側は拱手傍觀していられるはずはなかつた。会社側はどのように対応したのだろうか。その一端を、前出柵橋は公判のなかで明瞭に指摘している。「会社カ友愛会ノ發展ヲ喜バサル風アリシヤ」との問いに「大ニアリ」と答えた柵橋は、その実例を三点挙げた。「第一友愛會員ハ他ノ理由ニ托シ臆首ス野村被告ノ如キ然リ⁴⁷第二演説会開催ヲ妨ケ辻々ニ張出セル広告ヲ剝シ去リ又劇場株主ヲ懲憑シテ劇場ヲ友愛会ニ貸与セシメサル方法ヲ執レリ故ニ止ムヲ得ス普通民家ヲ借り受ケ開会セリ第三ニハ守衛ヲシテ會員ニ脱会届ヲ差シ付ケ脱会ヲ迫リ或ハ終始各幹部宅ヲ巡回シテ監守スルカ如キ態度ヲ執レリ友愛会トシテハ飽ク迄穩健ナルニ会社ハ何処迄モ横暴ヲ極メタリ⁴⁸」。第三点目は、いわば会社側の立場に立つ前掲鈴木某の「記憶」のなかにも記されている。「会社ハ各會員宅ヲ我々警戒ニ訪問サセ脱会ヲ督励シ応シタ者ハ其儘使用シ結局三十名位ハ脱会セス之レ等ニ対シ会社ハ三日以内ニ立退キヲ命令シタ様ニ記憶ス」と。会社側の神経過敏とも思われる対応ぶりは、さらにつきのエピソードによつても明白になる。鈴木某は続けて語る。「製煉高、硅石山、御澤、高鈴、熊ノ澤、石灰山、本部通り等長屋ニ於テ酒ヲ販売シ居ツタ者ガ多数アリ之レ等ノ所持スル酒類全部又通り商店ノ酒類全部ヲ我々警戒テ夜ニ乗シ秘密ニ全部ヲ買上ゲ通りノ分ハ庶務倉庫ニ格納シ長屋ノ分ハ全部堀ニ流シ⁴⁹壘詰類ハ破壊シタリ曾シテ本山ニハ一滴ノ酒ヲ無クシ斯シテ万一二備ヘタリ⁴⁹」。対策に腐心していた様は想像に難くない。

四 日立事件の勃発

友愛会員と会社側との緊張が高まるなかで、会社側はついに労働者の誡首に踏み切った。日立製作所の小平浪平は一方で床次竹次郎内相の了解をとり、他方で日立鉾山の久原房之助や竹内維彦ら重役の内諾を得たうえで、「友愛会を脱退せざる者は全員解雇すべし」との厳命を下す。この折、小平ら会社幹部は友愛会との全面対決であるから相当の紛糾があることを予想し、二、三か月の工場休業も辞さない決意で臨んだといふ⁽⁵⁰⁾。日立工場では一月二十七日に白鳥利雄、朴沢ら二五名、翌二十八日に三二名、計五七名が解雇された。他方日立鉾山では二十七日に三一名、二十八日から三〇日にかけて一九名、一二月に入ってから小刻みに続き結局被解雇者は五八名に及んだ。支部長や幹事等の幹部を含む友愛会員一一五名の大量誡首が実施されたのである⁽⁵¹⁾。この模様を伝える新聞記事によると、誡首された者のうち一名（御田定蔵）は二十八日友愛会本部を訪れ、これまでの経過報告とともに今後の運動方法を打合わせている。また同記事によると棚橋はこの誡首を「友愛会に対するしつべい返」ととらえ、久原側は「戦後の事業縮小に依るもので友愛会員であるといふのとは少しも関係がない」と説明していたことがわかる⁽⁵²⁾。

解雇された労働者及びその家族達は直ちに山を下りなければならぬ。やや文学的表現ながらも、麻生久はその情景をリアルに描いている。「本山の坑夫の解雇者に対しては、如何なる事情に拘らず廿四時間以内に、家財を纏め家族を引き連れて、退山すべき事の命令が発せられた。是等の坑夫の中には老母の病に臥する者もあつた。併し消防夫等は幾組かに分れて解雇者の長屋に侵入し、坑夫の家財を荷造りして屋外に投げ出した。着てゐる蒲団は剝がれて病人は外に叩き出された。如何なる嘆願もきゝ容れられなかつた。産婦は生れた許りの赤子を抱かせられて、山を追ひ下された。老母は坑夫の背に恨みの涙を呑み乍ら追はれた。頭はない子供等は此慘憺たる光景を見て泣き叫んだ。久原の……私設巡査は腰のサーベルをがちやつかせ乍ら消防夫を保護して此鬼に等しき行為を遂行せしめた。途方に暮

れた幾十組の坑夫の家族は、行くべきあてもなく、住み馴れた長屋を後にして、ぞろ／＼と山を追はれて下つたのである⁽⁵³⁾。

かかる事態を友愛会が黙過するはずはない。鈴木、麻生、棚橋、片山哲らの同席のもとに二月一、二日の両日、解雇反対演説会が開かれた。そこでの動きを再現してみよう⁽⁵⁴⁾。まず、一日に棚橋を迎えて日立支部で開かれた幹事会では善後策が検討された。そこでは「友愛会ヲ認メシムルコト、解雇者ヲ複職セシムルコト、複職ヲ希望セサル者ニハ何等不都合ノ行為ナカリシ証明書ヲ与フルコト」の三点を角弥太郎所長に要求すること、その夜は経過報告のための演説会を開くことが決った。しかし角との面会は一日も、そして二日も叶わなかった。他方演説会は実施される。「午後六時半より演説会を開き鉾山製作所の処置を攻撃せしめ滞在中の野木保安課長、保坂高等課長等急行し水戸、太田、菅谷、松原の各署より百五十余名の応援警官を得て内外を厳戒し演説過激なりとて九時半解散を命じたれば一同大に憤慨し宮田附近は大混乱を極⁽⁵⁵⁾めた。「経過報告ト事件ヲ東京ニ移シト先ツ当地ニ於ケル運動ヲ打切ラントスルカ為」に、二日夜に開かれた演説会もまた警察官のそれこそ厳しい監視のなかではじまった。「屋内ニハ制服八名許リ屋外ハ制服巡査四五十名警戒シ居レリ而シテ会場入口ノ巡査四、五名ハ一々入場者ノ身体検査ヲ行ヒ居レリ」という。

日立村大字宮田の狭い友愛会支部事務所でおこなわれた解雇反対演説会はまず労働歌の合唱で幕を開け、日立支部長の白鳥利雄が開会の辞を述べた。続いて朴沢文三、野村正が演説した。このときの聴衆の有様を問われて棚橋は、「屋内ハ至テ静肅ナリ屋内ニテハ幾分閑ノ声位ヲ聞ケリ決シテ解散ヲ命ル、程ノ騒キトハ思ハサリキ」と証言しているが、警察官の眼にはそうは映らなかつたらしい。「場外ニハ千余名ノ群衆アリ、屢々、喊声ヲ揚テ場内ニ乱入シ来ラントシ形勢頗ル不隠ナリシヨリ、被告正ノ演説終ル頃、予テ同演説会場ニ臨監シ居タル警部補寺田三郎八⁽⁵⁶⁾、治安ニ

妨害アルモノト認メ該演説会ノ解散ヲ命ジタ⁽⁵⁶⁾のである。ここから友愛会員の逮捕劇がはじまる。解散命令をめぐつて柵橋や麻生をはじめとする友愛会員達と寺田等警察官との間に小競り合いが生じ、それが職務執行妨害罪の現行犯という理由での逮捕につながっていく。警察側に見れば、あるいは予定の行動であったのかもしれない。「臨監の警部補が解散を命じた時、外には群衆の鯨波があたり、屋内に混乱が起った。麻生は静かに事態をながめながら、やがて閉会の辞を朴沢に命じたが、この瞬間に裏口から押入った警官によって柵橋が奪い去られた。柵橋の奪還を叫ぶ組合員と、警官及び消防夫との間に混乱は屋外に続いた。この時麻生は、『私の頭の中を足尾の光景がちらっとよござって行った』⁽⁵⁷⁾といい、『柵橋の事は俺が後で処理するノ畏だノ畏にかかった。危険だノ』と絶叫して場内を静め、一切の戸を閉ざして屋外の騒ぎとの混乱を断った。騒擾が静まったのが十一時過ぎ、二三の組合幹部を起して警察に交渉に出た麻生はそのまま、助川駅から水戸に送られた⁽⁵⁷⁾。麻生も逮捕されたのである。

さて、事件後水戸から憲兵が派遣され、さらに警察官や消防夫など総勢百数十名が昼夜の別なく厳戒体制を敷いた。平常に帰したとしてその体制が緩和され、憲兵や応援警察官が引揚げるのは四日以降のことである。しかし釈放された一部の友愛会員が「如何なる行動に出づるやも測り難⁽⁵⁸⁾」ということから、大雄院、芝内、本山等の要所要所に対しては数十名の警察官の指揮のもと消防隊による警戒がなお続いた。

(四) 裁判の帰趨

日立事件に関わる検挙者は四三名にのぼったが、一月二日、そのうち一五名が公務執行妨害罪または騒擾罪で起訴され直ちに水戸地方裁判所の予審に付された。前者については柵橋、麻生、白鳥、朴沢、野村のほか山本懸蔵（京橋連合会幹事）、御田定蔵（大雄院支部幹事）、藤沼采四郎（日立工場職工）、須藤千代太郎（大雄院支部幹事）、

榊田弥三郎（本部理事）、安達健太郎（本山支部長）、山内長作（日立鉾山鉾夫）、高瀬政造（日立鉾山鉾夫）の三人、後者については熊坂清一（日立工場職工）、佐藤善光（日立鉾山製錬夫）の人びとである。かくして、本事件の舞台は裁判所へと移った。

友愛会本部は事件直後から保釈運動や入監者及びその家族への義捐金募集をおこなっていたが、翌一九二〇年一月二十九日には全員が保釈された。そして二月十九日、水戸地裁での予審が結審となった。前記「罪状事実」に就きては証拠十分」とされ、全員の有罪が決つたのである。⁽⁶⁰⁾ こうしていよいよ公判が開始される。

公判が何回開かれたか不明だが、第一回目は五月二六日におこなわれた。公判を明日に控えた二五日、地元紙「いはらぎ」新聞はつぎのように報じている。「本事件は喧唱されつゝある労資問題を背景に日立鉾山を舞台として友愛会幹部に依り演ぜられたる注目すべき特殊事件なれば傍聴人も多数に達すべきを以て予傍聴券を發行して制限すべし」と。⁽⁶¹⁾ この裁判は、「耳目を蒐めた特殊事件」として多大の関心を集めていたようである。ところで第一回目には前記被告人のうち榊橋から高瀬までの一三人について訊問がなされたが、ここでは榊橋の拘引をめぐって榊橋自身が抵抗したかどうか、あるいは他の被告達がそれを妨害したかどうかが一争点であった。例えばつぎのような問答がみられる。⁽⁶²⁾ 「立会ノ寺田警部補ガ治安警察法第八条ニヨリ解散ヲ命スト言ヒシヲ聞キシヤノ只解散ヲ命スト聞ケリ治安警察法云々トハ耳ニセスノ其時被告（榊橋——引用者）ハ立上リテ寺田警部補ノ処ニ行キシヤノ行キテ其解散事由ヲ訊カントセリノ被告ハ其時寺田警部補ノ腕ヲ扼シテ振り動かセシニアラスヤノ然ラス警部補ガ他ニ注意シテ居ル様子ナル故注意ヲ当方に向ケシムル為一寸擦リタル位ノ程度ナリ」、「榊橋被告ガ引致セラレントスルヲ被告（朴沢——引用者）ハ之ヲ取戻サントシテ榊橋ニ取付キタルニ非スヤノ取付クト云フ程度ニアラス一寸手カ触レタ程度ノモノナリ」、あるいは「榊橋被告ガ引致セラル、トキ榊橋ノポケットノ所ヘ手ヲ掛ケ引戻サントセシヤノ（安達——引用

者) 引戻サントセシニアラス只触レシ位ナリノ予審ニ於テハ明カニ手ヲカケテ引戻サントシタト云フテオルニアラスヤノ其辺ハ何方デモ同ジダロウト思フテソウ言ヒマシタノ何方デモ同シ処シヤナイ此点カ実ニ重大問題ナリ」と。
 「重大問題」だと、いみじくも指摘しているように、裁判長は執拗に抵抗や妨害の事実を証言させようとし、被告達はいずれもそれを否認した。翌二七日の公判では、熊坂、佐藤兩名に対する訊問がおこなわれた。演説会後、百五、六〇名の群衆と共に芝内合宿所へ行きそこへ投石したか否かが訊問の趣旨であるが、これまた兩名とも否認した。陪席していた原検事はそのような被告達の態度を、「本件ハ社会ノ視聽ヲ集メテ居ル問題テモアルシ各被告共相当地位アル者ナレハヨモヤ予審ニ於テ肯定シタル事ヲ公判廷ニ於テ否認ハスマイト思ツテ居ツタ然ルニ被告全部ガ予審廷テ是認シタコトヲ今日否認スルトハ何タルコトナルゾ」と非難している。

この後おこなわれた裁判の全容は残念ながら明らかにしえない。ただ関連するいくつかの動きを紹介しておく、五月三〇、三一の二日間にわたって、判事、検事、弁護士の三者が日立村に出張し、現場検証並びに証人訊問を実施している⁽⁶³⁾。また、公判に合わせて水戸市常磐座で日立事件の顛末を報告する演説会を開催しようとする企ても伝えられている⁽⁶⁴⁾。弁士には鈴木、棚橋、麻生のほか吉野作造が予定されているが、実現したかどうかは定かでない。判決前最後の公判は六月二二日に開かれた。ここでは、主に弁護側から全被告の無罪を立証する論述がなされたようである。そのなかでとくに、亀山弁護人のつぎの発言は注目される。「会場内外の状況が決して解散を必要とする程度に達し居らざりし事は極めて明瞭なるも仮りに多少險悪なる空気ありとせば何故に数十名正服、私服の巡查刑事等は之を鎮圧するに努めざりしが取締り得るに拘らず之れを取締らず解散命令を發して強へて波瀾を惹起せしめ被告等を犯罪者なりとし検挙せるその事態の前後を觀すれば官憲は予め予定の筋書を有したりと断言するも遁辞なかる可し」⁽⁶⁵⁾
 (傍点引用者)。計画された事件であったことを見事に看破しているように思われる。

七月七日、水戸地裁より判決が言い渡された。「本件公訴事実ハ之ヲ認ムルノ証拠充分ナラス」⁽⁶⁶⁾として麻生、熊坂、佐藤の三名は無罪であるのに対し柵橋は禁固三か月、白鳥はか一〇名は禁固二か月と有罪であった。⁽⁶⁷⁾この判決に對しては被告側、検事側ともに控訴し、控訴院での審理へと移る。そして約一年後の一九二一年七月二日、判決がおりて全員の刑が確定した。公務執行妨害罪に問われた麻生と柵橋は無罪、他の一名はいずれも禁固二か月、ただし白鳥、朴沢、山本、御田を除く七名には二か年の執行猶予がついている。また騒擾罪に問われた熊坂と佐藤は無罪であった。かくして、日立鉾山と日立製作所全体を巻き込んだ日立事件には文字通り幕が下ろされたのである。

丙 若干の総括

日立事件の全貌とまではいかにしても、その概要は以上によって判明したものと思う。事件の経過についてはさらに補充せねばならないが、今後に残された重要な課題は、世間の耳目を集めたこの事件が他の労働者なり他の労働者組織に一体いかなる影響を与えたかということであろう。既に指摘したように同じ多賀郡内の炭坑には友愛会の支部があり日立地区の支部との一定の交流もみられたようだし、また炭坑地帯には争議も発生している。この事件によって減首された労働者達の帰趨とも絡めて、困難な課題ではあるが影響の実相を明らかにする必要があるであろう。

事件全体についての評価を下すことは今のところできない。ここでは、その評価に関わる注目すべき点をいくつか指摘して総括にかえることにしよう。一見些細とも思える争議行為に端を発した本事件によって、結果的には会社側の狙い通り日立鉾山、日立製作所の友愛会組織は壊滅してしまった。「腰をすえて反撃を決意した使用者側とこれを援護した警察力に對して、労働組合はまだまったく無力であったし、……ストを契機に、せっかく根をはりかけた労働組合はいずれも企業の外に押し出されてしまった」⁽⁶⁸⁾という当時の争議一般が示した様相は、どうやら当てはまりそ

うである。そのような結末に至った主な原因を、『日立労働運動史』は友愛会と従業員とが完全に一体化してなかった点に求めている。事件の直前に当る一九一九年一月一日に日立工場は大火に見舞われるが、一般従業員としては賃上げやストライキよりもまず工場の復興を意識したのであり、復興に必ずしも協力的ではなかった友愛会員との間に離反が生じたというのである。⁽⁶⁹⁾ こうした側面があったことは否めないにしても、それでは日立鉱山の場合はどうであったのか、また前述したような演説会の盛り上がりはどう評価したらよいのであろうか。なお課題は残るように思われる。

既に述べたように事件勃発の約一か月前に、友愛会員は一千名もの多数に及んでいた。⁽⁷⁰⁾ その多さもさることながら、興味をそそられるのはそれら会員達の意識である。第一回公判で、朴沢文三は注目すべき発言をしている。「被告カ友愛会ニ入りシ動機如何」との問いに、「役員ナル者ノ圧迫カラ逃レ労働者ノ人格ヲ認メシムルニハ団体ノ力ヲ必要ト感シタカラデアリマス⁽⁷¹⁾」と答えている。かかる意識が会員達のなかにどの程度の拡がりをもっていったかは確かめられないが、会社側の危機感とそれに基づく会社側の諸行動を考え合わせるならば、朴沢のような明確な動機に裏づけられた会員が例外であったと断定するわけにはいかないだろう。「大正デモクラシー」期の時代性と関わらせるなら、「労働者ノ人格」を意識した、あるいはそれに目覚めた労働者群の生成にこそ着目しておきたいのである。

「一山一家」、「企業一家」を標榜する会社側にとって友愛会組織の成長は脅威であり、組織の解体を図るべく様々な対策が講じられた。会員の解雇、配置転換、退会の強制等々、そしてその集中的表現が日立事件であった。その際、会社側の意を体して具体的に行動したのは警察官、消防夫、警戒夫達である。とくに労働者の一員でもある後二者の活躍ぶりは看過できない。例えば消防夫をみよう。日立鉱山では一九〇七年七月に「日立鉱山消防隊規則」が制定されるが、その第一四条は「消防隊員ハ火災以外ノ変災防禦ニ従事セシムルコトアルヘシ」と定めている。消防

隊は単に防火や消火を目的とするだけでなく、会社組織の防衛をも担う組織として誕生したのである。二二年六月現在では日立鉦山大雄院消防組（定員二五〇人）、日立鉦山本山消防組（同二〇〇人）、日立製作所消防組（同一五〇人）の三者が存在した。⁽⁷²⁾消防夫の行動の一端は、日立事件後に友愛会本部に届けられたというつぎの書簡が明瞭に物語っている。差出人は本山消防組頭朝生庄作である。「僕等ハ事務所ト相談ノ上君等ノ演説ヲ妨害スル為メ部下ト共ニ仮装シテ共樂館傍ニテ酒ヲ飲ミ講演会ノ所ミチ乱暴セリ君等ハ之カ為メ牢屋ノ中トハ実ニ可愛相僕等ハ二人工ノ外ニ賞金五円トハ有難イ馬鹿ト恠口ノ分レル処ハ此所ナリノ友愛会ノ殘党諸君君等ハ再ヒ来ルナ来レバヒトイ目ニ遇ハセルヨ爆烈彈モアルヨ腕デモ演説デモ何デモ持ツテ来イ」。⁽⁷³⁾金錢を媒介にしているとはいへこのような意識と行動に支えられた人物を労働者の内部に養成していたこと、これが一旦緩急の際には会社側の意志を貫徹させるうえで大いに奏効したのである。本事件を評価する場合には、こうした側面での用意周到な政策を確認しておくことも不可欠であろう。

さて、日立事件を教訓として会社側は労働者の組織的な包摂を表現すべく一九二〇年二月に温交会を設立した。これは、会長に所長が就任するという典型的な労使の融和組織であった。⁽⁷⁴⁾その規約中には「本会員ハ他ノ会ノ会員タルコトヲ得ズ」といった条項が含まれていたため「労働者にとつては、他の団体への入会が直ちに解雇の条件となり、あらゆる結社の自由が制限され」た。⁽⁷⁶⁾同じ頃日立製作所においても末端の職長層を中心に温交会が結成されたが、「それに会社側が加入して労使の安定をはかるという労務対策は、効を奏し、工員層が労働運動に走ることを完全に防止することができた」⁽⁷⁷⁾という。慢性不況下、人員整理や合理化が相次いで強行され労働者達の生活は悪化の一途をたどったにもかかわらず、日立事件に相当するような労働運動は全く沈静化してしまつたのである。

付記 本稿で用いた新聞資料等の収集については茨城県歴史館の相沢一正氏、桜庭宏氏にお世話になった。記して

謝意を表したい。

- (1) 塙作樂・金原左門編『茨城の近代史』東風出版、一八四頁。
- (2) 『茨城県議会史 第三卷』五〇六頁。
- (3) この点については未だ準備作業の域を出ていないが、拙稿「『大正デモクラシー』期における茨城県の産業構造——就業構造、生産活動よりみた地帯区分試論——」(『茨城大学政経学会雑誌』第四六号所収)を参照されたい。なお、本稿は共同研究「『大正デモクラシー』の地域的展開」のうち筆者の担当になる労働運動分析についての中間報告である。
- (4) 大原社会問題研究所編『日本労働年鑑 第一集』一頁。
- (5) 労働争議のいくつかの形態のなかでも一八九七年から時系列的な把握が可能となる同盟罷業について全国的な動向をみると、件数及び参加人員ともに〇七年(六〇件、一一四八三人)、一九年(四九七件、六三一一三七人)、二六年(四六九件、六三六四人)がピークをなしていた。そしてその三時点間にはもちろん増減が繰返されている(『日本労働運動史料 第十卷』四四〇～四四一頁参照)。
- (6) 産業構造面からの地帯区分については、前掲拙稿「『大正デモクラシー』期における茨城県の産業構造」を参照されたい。
- (7) 多賀郡における鉱工業従事者の相対的な大きさについては、同上拙稿九～一〇頁の表八を参照されたい。
- (8) 不況に巻き込まれた石灰業については、例えば「炭礦界著しき不況 上半季無配当会社続出 冬季に入らば幾分恢復見込」と見出しのついた新聞記事がつぎのように伝えている。「最近に於ける石灰業の成績不況なるは各種工場の企業不振に随伴したる著しき現象なるが常磐各炭礦の如き著名の十六会社中其半数八会社が何れも今上半期決算に於て無配当なるに徴しても事業界不振の打撃が如何に深甚であるかを想見し得るに難からざる……」(一九二一年九月四日付「いはらき新聞」)。
- (9) 『茨城県史料 近代統計編』四二二～四二三頁参照。
- (10) 『茨城県議会史 第三卷』四四〇～四四一頁。
- (11) 製糸業と鉱業をとりあげて全国レベルの労働争議件数を算出してみると、一九一九年から三〇年の間に前者は五九九件、後者は四七四件を数えた。前者の方が優っていることに注意したい(『日本労働運動史料 第十卷』四四七～四五七頁参照)。
- (12) 同上書。四四〇～四四一頁参照。

- (13) 例えば隅谷三喜男『日本労働運動史』有信堂。
- (14) 「監督者排斥」を掲げる争議件数の動きについては『日本労働運動史料 第十卷』四六八―四六九頁、四七二―四七三頁を参照されたい。なお、前掲隅谷『日本労働運動史』では、「二〇年代（明治―引用者）の罷工が……いずれかといえば一般的で、監督者に対する感情的反撥に起因するものが多かったのに対し、日清戦後になると感情的要素が後退して、要求内容としても賃金増額という経済的要求が大半を占めるにいた」（二六―二七頁）ったと述べられている。
- (15) 関東七府県の各々の割合を算出すると、茨城県三〇・八％、栃木県二九・三％、群馬県二三・三％、埼玉県二五・二％、千葉県四四・〇％、東京府二六・五％、神奈川県一七・四％となる。
- (16) 『日本労働運動史料 第十卷』四二四頁参照。
- (17) 影響の一端については、前掲拙稿「『大正デモクラシー』期における茨城県の産業構造」に掲げた諸表を参照されたい。
- (18) 『日立鉱山史』七八頁参照。
- (19) 久原房之助翁伝記編纂会『久原房之助』一一六頁参照。
- (20) 間宏『日本労務管理史研究』御茶の水書房、一八頁。
- (21) 農商務省鉱山局『鉱夫待遇事例』二二二頁。
- (22) 一九一五年時点で本山の飯場頭としては羽根由之助、古田亀八郎、豊田辰次郎、大雄院については熊谷又太郎、伊藤勇治郎、中村和蔵らの名が確認できる（綿引遠山生、酒井鋒滴子『日立鉱山』参照）。なお本山については前記三名のほかに荒井金三郎の名が認められる（一九一七年六月二五日付茨城農商新聞、一九一九年一月一日付「いはらき」新聞）が、大貫武雄氏（一九〇八年生れ）は、二三年時点で豊田飯場と古田飯場が残っていたと証言している（県民の生活を記録する委員会編『県民の生活聞き書き集 第一二号』二頁参照）。
- (23) 前掲間『日本労務管理史研究』六三三、六三九―六四〇頁参照。例えば雇用についての機能後退は、前出大貫氏のつぎの証言から確かめられる。「大貫 勝村誠三郎という人が庶務の人事係で、全部人事関係、雇いをやったと思うんですが。――すると、このときには募集というと、ある飯場の飯場頭が中心となって募集に出かけて行って、自分の飯場へ連れてきて、自分の組の仕事として鉱山にかかわるといふうなことは。大貫 私らが来る前のことだと思っんですがね。――大正一二年のころは。大貫 そう、すでに会社の人事関係で雇ってあった」（『県民の生活聞き書き集 第一二号』二頁）。

- (24) 前掲『日本労務管理史研究』五六九頁。
- (25) 農商務省鉱山局『鉱夫調査概要』(一九一三年二月)二一六頁。
- (26) 同上書、二三〇頁。
- (27) 一九一九年二月一日付「いはらき」新聞。
- (28) 『日立鉱山史』二一一頁。
- (29) 鉱夫に対する供給単価が白米一升一八錢から二五錢に引き上げられたのは一九二二年五月のことである(同上書、二六一頁)。
- (30) 日立労働運動史編纂委員会『日立労働運動史』二三三頁。
- (31) 前掲『久原房之助』一一六頁。
- (32) 『日立鉱山史』二〇八頁。
- (33) このなかには三四七名の満州も含む(日本労働組合総同盟『友愛会・総同盟五〇年史年表 上巻』一九二〇頁参照)。
- (34) (35) 『日本労働運動史料 第三巻』四二九頁。
- (36) 同上書、四三一頁参照。
- (37) 『日立市史』六七二頁参照。
- (38) 『日本労働運動史料 第三巻』四三六頁。
- (39) 一九一九年八月一日付大阪朝日新聞。
- (40) 前掲『久原房之助』二七九、二八〇頁。
- (41) 一九二〇年五月二六日の日立事件第一回公判において、「其時(一九一九年八月の争議——引用者)友愛会員ノ態度ハ如何ナリシカ」という裁判長の問いに対する証言である(五月二六、二七日の公判の内容を綴った無表題の資料、日本鉱業日立製錬所所蔵、以下「公判記録」と略)。
- (42) 前掲『日立労働運動史』二四頁。
- (43) 無表題の資料、年代不詳、日本鉱業日立製錬所所蔵。なお引用文中の「日立文部」は「大雄院、本山支部」の誤りと思われる。前掲「公判記録」によると、「大雄院本山等ニ支部ヲ設ケシハ何時ナルカ」との問いに、棚橋小虎は大正「八年八月ナリ」と答えている。

(44) 一九一九年一〇月二九日付東京朝日新聞。引用文中の「日立電気鉄工組合」の名は「労働運動 第三号」(『大杉栄主幹 無政府主義新聞「労働運動」』所収)にもみられるが、これはどのような性格の組織であったのか不明である。

(45) 石川藤吾氏(一九〇八年生れ)は警戒夫についてつぎのように語っている。「今は守備なんというけれども、各部落を巡回する人がいたんですよ。警戒、警戒ってよく言ったんです。会社に対する不満なんかをいち早くキャッチする役目をする人がいたんですよ。そういう人がまわって歩くからね、みだりに不満なんか出せねえわけですよ」。そして「警戒に対する一般の人たちの感情はどうだったんでしょう。やっぱり恐いってことだったんでしょうか」とのわれわれの質問には、「うん、やっぱりその位にとってたですよ。昔ね、各部落でもって小さい子供なんか言うことさかねえで、やんちゃして泣いたりなんかすると、こう見てて、警戒が来たぞっていうと泣きやむぐらいだったんです」と答えている(『県民の生活聞き書き集 第一五号』一五頁、一七頁)。

(46) 「大西様 記憶 (鈴木)」と表題のある資料、年代不詳、日本鉱業日立製錬所所蔵。表題中の「大西」とは庶務課の大西俊明と思われる。なお、演説会の模様については前掲『日立労働運動史』二五頁も参照されたい。

(47) 野村正のこと、同じ公判で野村は「私ニ亀戸工場ニ転勤セヨト云フノデス其内情ハ友愛会員タルガ故ニ行ケト云フコトハ判ツテ居マスノデ一旦断リマシタガ行カネバ辞職セヨト云ハレ止ムヲ得ズ行キマシタ」と証言している(前掲「公判記録」)。

(48) 同上資料。

(49) このエピソードは広く従業員の間語り継がれたようである。前出石川氏はいう。「結局、一杯飲んだきげんで、もし友愛会に誘われて従業員が酒の勢いで騒ぐと困るというので、会社では酒を一滴も置くなと、みんな商店や供給所からも買い占めて、日立鉱山に酒を一滴も置くなっていうので、買い占めて川へ流したっていう話聞いたことあったけど、昔(『県民の生活聞き書き集 第一五号』一七頁)。

(50) 前掲『日立労働運動史』二五頁参照。

(51) 「解雇者名簿」、日本鉱業日立製錬所所蔵による。

(52) 一九一九年一月二九日付大正日日新聞。

(53) 「日立鉱山労働争議入獄記」(全日本鉱夫総聯合会機関雑誌『鉱山労働者』第一巻第一号所収)。

(54) 以下断らない限り前掲「公判記録」による。

- (55) 一九一九年二月二日付東京朝日新聞。
- (56) 「日立事件判決理由」(麻生久伝刊行委員会『麻生久伝』一四七頁)。
同上書、一四五頁。
- (57) 同上書、一四五頁。
- (58) 一九一九年二月六日、七日付「いはらき」新聞参照。
- (59) 前掲「労働運動 第四号」参照。
- (60) 一九二〇年二月二日付東京朝日新聞及び東京日日新聞参照。
- (61) 一九二〇年五月二十五日付「いはらき」新聞。
- (62) 以下断らない限り前掲「公判記録」による。
- (63) 一九二〇年五月三〇日、六月二日付「いはらき」新聞。
- (64) 一九二〇年六月二日付「いはらき」新聞。
- (65) 一九二〇年六月二三日付「いはらき」新聞。
- (66) 前掲『麻生久伝』一四七頁。
- (67) 一九二〇年七月八日付東京朝日新聞参照。
- (68) 大河内一男『暗い谷間の労働運動』岩波書店、七七頁。
- (69) 前掲『日立労働運動史』二六頁参照。
- (70) 『日立鉱山史』も同じ時期に「約千名に達した」と指摘している(二五九頁)。
- (71) 前掲「公判記録」。
- (72) 『常陸多賀郡史 全』二七八頁。
- (73) 前掲「公判記録」。なお、一九二〇年五月三〇、三十一日の日立村での証人訊問の際、朝生はこの書簡を否認したが、弁護側は口述筆記をさせ「筆跡酷似せり」と主張している(二〇年六月二日付「いはらき」新聞)。
- (74) これには飯場組織も絡んでいた。注(22)に登場する古田亀八郎の長男力造氏(一九〇二年生れ)はつぎのように語っている。「参謀本部がうちの飯場にあったんですよ。それ(演説会——引用者)、いかにして不成功にお知らせるか、いかにしてぶちこわすか、そういう参謀本部がうちの飯場にあったんです。それで、下の講演会をいかにしてぶちこわすかという時には、子分連中と打ちあわせをして警戒なんかも相談して、なかでけんかさせたんですよ、会場の中で……打ちあわせの

けんかを。演説を始めようとすつときに、諸君、静かに静かになっていうやつもいるかと思つと、やかましいっていうやつもいりゃね、おたがいに敵、味方に分かれてやるわけです。静かに諸君、これからは始めるからって、これからもくそもあつたつていうやつがいるかと思つと静かにこのやろう黙れこのやろう、話聞かねえでっていうようなわけで、おたがいにそういうことでどなり合いをやってね、それでごじゃごじゃになつて、結局は開けなくなつちやつたんです」(『県民の生活聞き書き集 第一号』七七八頁)。

(75) 同じ頃、全国各地の炭坑、鉱山に同様の意思疎通機関が設置されている。例えば三井系「共愛会」、三菱系「親和会」、住友系「親友会」、古河系「鉱職夫総連合会」等々である(前掲『日本労務管理史研究』六七八―六七九頁参照)。

(76) 日本文科学会『近代鉱工業と地域社会の展開』東京大学出版会、三九頁。

(77) 前掲『日立労働運動史』三〇頁。